



Pictet Fund Watch

インドネシア国債、改革期待で資金が流入傾向

インドネシア国債市場は、現地通貨建て新興国債券市場や、他のアジアの国債市場に比べパフォーマンスは好調に推移しています。パフォーマンスが好調な背景は、燃料補助金の固定制の導入や当局の下支え姿勢、信用力の回復などが挙げられます。

ジョコ新政権発足後のインドネシア国債市場、資金流入

インドネシア財務相が公表した資金流入データによると、インドネシア国債の流入超は2015年1月26日に約6.18兆ルピア(約585億円)と2011年1月以来の大きさとなりました。インドネシアのジョコ政権が発足して約3か月、インドネシア国債市場は新政権の政策を支持する格好で、概ね上昇(利回りは低下)する展開となっています(図表1参照)。

なお、ピクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)では、2014年12月30日現在、インドネシアを15.0%(通貨別構成比ベース)組入れています注。

注:ファンドの主要投資対象であるPGSF-資源国ソブリン・ファンドの状況。投資通貨の合計を100%として計算。

資源価格の下落などが影響しながらも、資源ソブはほぼ横ばいで推移

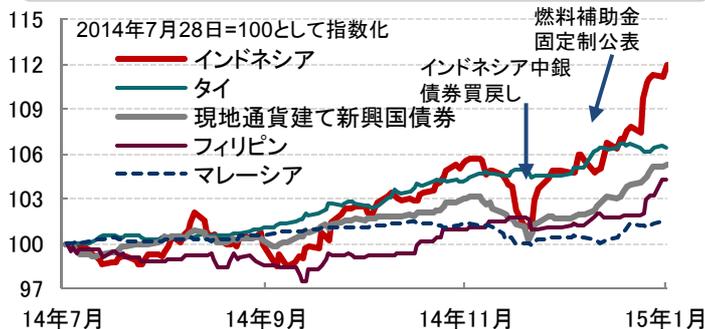
インドネシア国債市場は、現地通貨建て新興国債券市場全体や、他のアジアの国債市場に比べてパフォーマンスが好調に推移しています。主な背景は、燃料補助金の固定制の導入、当局の下支え姿勢、信用力の回復などによります。

インドネシア国債上昇の理由は次の通りです。

1つ目は、ガソリン補助金の撤廃と一部燃料補助金の固定制導入によりジョコ政権の改革に対する強い姿勢が示されたためです。ジョコ政権は発足直後の2014年11月に補助金を削減しました。当時の燃料補助金の仕組みは、燃料の売価を固定し、燃料市況に応じて差額を補助する方式であったため財政負担が変動するリスクがありました。しかし、2014年12月31日に公表された補助金固定制は、例えばディーゼルは1リットル1,000ルピアに固定する方式に改めたため、今後補助金支払の削減が期待されます。また、ガソリンの補助金は撤廃と踏み込んでいます。財政収支の改善と(輸入の減少による)経常収支の改善が期待されます。

データは、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

図表1: 主な現地通貨建て新興国債券市場の推移
(日次、期間2014年7月28日~2015年1月27日)



※現地通貨建て新興国債券: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数(現地通貨建て)、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数(現地通貨建て)各国指数
出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

2つ目は、補助金固定制を公表したタイミングです。市場では補助金固定制の導入は、2015年補正予算案が承認された後(2015年前半)を想定していたため、意思決定のスピード感を好感する声もあります。

3つ目は、燃料補助金の改革を国民の目立った反対なしにまとめた政治手腕に対する評価です。例えば、古くは1998年のスハルト政権の崩壊の引き金は燃料補助金の変更が原因といわれており、最近でも燃料補助金の削減が提案されるたびに大規模な反対行動が起きています。

もっとも、運に恵まれている面もあります。世界的な原油価格の下落により、補助金削減の上昇分が相殺されて、燃料価格に大きな変化が見られなかったからです。このようなチャンスをジョコ政権が上手く利用した点もジョコ政権に対する信用の回復に寄与していると思われる。政権への評価などを背景に、インドネシア国債の格上げ期待も台頭しています。

<次ページにつづきます>

(※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。)

最後はインドネシア当局が債券市場を下支えする姿勢です。米国の政策金利上げが予想される中、新興国の債券市場は変動性が高い局面もあります。インドネシア市場も2014年12月にキャリー取引解消と見られる動きで下落しました(図表1参照)。インドネシア中銀は12月中頃に国債の買戻しを1.7兆ルピア実施したことを表明しています。本格的な国債買戻しには「債券安定化フレームワーク」といったプログラムも用意されている点も安心材料と思われます。米国の金融政策など不透明感が取り巻く新興国債券市場、改革を進める国に注目するののもひとつの選択の鍵と見ています。

(※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。)

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

公社債投資リスク (金利変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。 ●金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。 ●信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象とする資源国には新興国が含まれています。その新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主に資源国のソブリン債券等に分散投資します
- 原則として米ドル、ユーロ、円には投資しません
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 15 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

－分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

－収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

－留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-資源国ソブリン・ファンド クラス P 分配型受益証券(当資料において「PGSF-資源国ソブリン・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY クラス I 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

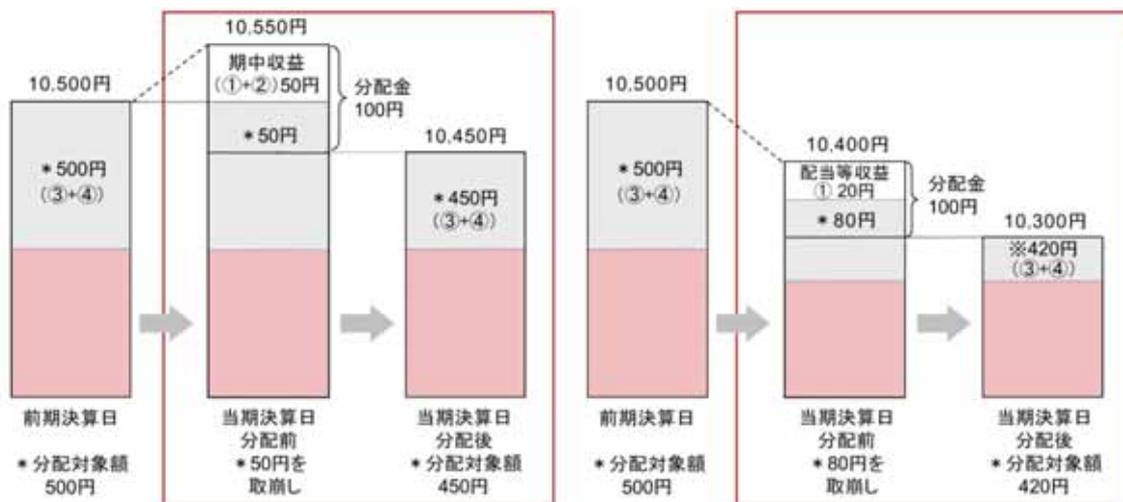


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額を上回る部分からの分配金)です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年6月30日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 (上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。)
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額が控除されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.134% (税抜1.05%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.35%</td> <td>年率 0.65%</td> <td>年率 0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.35%	年率 0.65%	年率 0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.35%	年率 0.65%	年率 0.05%					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>PGSF-資源国ソブリン・ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.6%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> ※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。	PGSF-資源国ソブリン・ファンド	純資産総額の年率0.6%	ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
PGSF-資源国ソブリン・ファンド	純資産総額の年率0.6%						
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率 1.734% (税抜1.65%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.054% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関するお問い合わせ先	ピクテ投信投資顧問株式会社	【電話番号】 0120-56-1805 受付時間:営業日の午前9時~午後5時 【ホームページ】 http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】	
-----------------	---------------	---	---

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目録見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○		
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
株式会社八千代銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目録見書)等をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。